

違反対象物一覧表（渋谷区）

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	所轄消防署
		違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等		
フレニティハウスⅡ	渋谷区上原1-33-10	自動火災報知設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和7年11月11日	渋谷消防署
E-s m o k e +	渋谷区恵比寿1-7-10	防火管理に係る消防計画未作成	法8-1	1階から4階「E-s m o k e +」	令和7年9月18日	渋谷消防署
		防火対象物点検未実施	法8の2の2	1階から4階「E-s m o k e +」		
		防火設備閉鎖作動障害	条例55の2	1階から4階「E-s m o k e +」の2階及び3階カラオケルーム部分		
		点検未実施・消火器	法17の3の3	1階から4階「E-s m o k e +」		
		点検未実施・自動火災報知設備	法17の3の3	1階から4階「E-s m o k e +」		
		点検未実施・誘導灯	法17の3の3	1階から4階「E-s m o k e +」		
		自動火災報知設備・その他指摘事項（警戒区域一覧図なし）	法17-1	1階から4階「E-s m o k e +」		
		避難器具（一動作式）未設置	法17-1	1階から4階「E-s m o k e +」の2階及び3階部分		
		避難器具・その他指摘事項（「避難器具設置場所」の標識なし）	法17-1	1階から4階「E-s m o k e +」の出入口部分		

		誘導灯一部未設置	法17-1	1階から4階「E-s m o k e +」の4階避難口部分		
		火気使用設備等・その他指摘事項（電気コンロから可燃物までの離隔距離なし（コンセント等））	条例21	1階から4階「E-s m o k e +」の2階部分		
		火気使用設備等・その他指摘事項（火気設備グリスフィルター清掃不適）	条例3の2	1階から4階「E-s m o k e +」の1階部分		
		火気使用設備等・その他指摘事項（ガステーブルから可燃物までの離隔距離なし（調味料等））	条例3の2	1階から4階「E-s m o k e +」の1階部分		
		火気使用設備等・その他指摘事項（フードから可燃物までの離隔距離なし（ロール紙・不織布））	条例3の2	1階から4階「E-s m o k e +」の1階部分		
		火気使用設備等・その他指摘事項（ダクトから可燃物までの離隔距離なし（プラスチックケース））	条例3の2	1階から4階「E-s m o k e +」の1階部分		
		政令対象物・その他指摘事項（階段の扉は内開き以外とすること）	条例54	1階から4階「E-s m o k e +」の2階, 3階及び4階の階段部分		
プロント恵比寿東口店	渋谷区恵比寿1-11-13	自動火災報知設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和7年7月8日	渋谷消防署
広尾リバーサイドG	渋谷区恵比寿2-22-10	屋内消火栓設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和7年7月31日	渋谷消防署
A B C 亜米利加橋	渋谷区恵比寿南1-23-1	屋内消火栓設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和8年1月28日	渋谷消防署
ヴィラメトロポリス	渋谷区神山町16-4	防火対象物点検未実施	法8の2の2	所有者管理部分、2階「g a u's」、2階「和食屋ともり」、4階「渋谷SWIN G」、4階「株式会社オルタナティブ・プランニング・サポート」	令和2年3月11日	渋谷消防署
		避難器具未設置	法17-1	2階、4階		

笹塚総榮ビル	渋谷区笹塚1-56-10	スプリンクラー設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和元年11月7日	渋谷消防署
グリームビル	渋谷区渋谷3-15-5	屋内消火栓設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和2年10月23日	渋谷消防署
佐藤エステートビル	渋谷区渋谷3-18-5	防火区画・防火戸機能不良	条例55の2	新館側の地下1階及び2階、3階、7階、8階防火戸	平成27年9月16日	渋谷消防署
S D I ビル	渋谷区神宮前4-6-8	自動火災報知設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和5年10月10日	渋谷消防署
八光堂代々木八幡ビル	渋谷区富ヶ谷1-51-1	自動火災報知設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和7年6月6日	渋谷消防署
清岸寺	渋谷区幡ヶ谷2-36-1	自動火災報知設備未設置	法17-1	文化財建築物部分	令和6年3月21日	渋谷消防署
ヒマラヤクラウドホテル	渋谷区幡ヶ谷2-30-2	屋内消火栓設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和7年7月8日	渋谷消防署